平成２６年（フ）第８１号
愛知県稲沢市正明寺１丁目12番８号　栄アパート２－３
債務者　児島　友恵
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５０５号
京都府長岡京市神足２丁目19番５号
債務者　平山さゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
京都市東山区泉涌寺五葉ノ辻町20番地
債務者　山元　恵二
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
京都府城陽市寺田今橋75番地の26
債務者　髙見　昌壮
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
京都府宇治市宇治矢落38番地の41、前住所京都府宇治市莵道車田10番地の77
債務者　清水　徳雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
京都府宇治市伊勢田町南遊田32番地の28
債務者　奥村　孝次
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
京都市伏見区深草西浦町６丁目12番地　ツキシママンション８号室
債務者　松岡　照子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
京都市中京区竹屋町通西洞院東入毘沙門町378番地
債務者　炭焼やきとり一番西院店こと　野田　将史
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
京都市右京区太秦石垣町23番地１　ボブハウス301号室
債務者　ふじわら整骨院こと藤原範之こと　藤原　範之
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地12棟503号
債務者　布瀬　智佳
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
京都市西京区桂朝日町142番地
債務者　水原隆こと　白　　隆学
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
京都市山科区御陵三蔵町15番地３　ＳＡＮＺＯ磯部15
債務者　ラゾディアこと三原ルナこと　大江田　季里
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
京都府宇治市六地蔵徳永26番地の１　アグリ杉本303号
債務者　近藤加與子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
京都市伏見区醍醐僧尊坊町１番地の169
債務者　棚田　益子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
京都市中京区御幸町通竹屋町上ル　新井ビル１－１　こもれび法律事務所、住民票上の住所大阪府岸和田市吉井町２丁目４番１号
債務者　池本　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
京都市中京区御幸町通竹屋町上ル　新井ビル１－１　こもれび法律事務所、住民票上の住所大阪府岸和田市吉井町２丁目４番１号
債務者　池本　綾子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係